

## 南砺市農業委員会第7回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 1月 10日
- 2.開会時刻 令和 6年 2月 5日 午後1時55分
- 3.閉会時刻 令和 6年 2月 5日 午後4時20分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第27号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第28号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願いについて  
議案第29号 農地の非農地証明願いについて  
議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)について

第3 協議第7号 南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）及び南砺市農業委員会の委員等の農地利用最適化事業分の報酬の支給に関する規則（案）について

第4 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 定刻となり本日ご出席予定の方全員が揃いましたので始めたいと思います。

本日は雪も降り始めまして、非常に足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。なかなか地震の余韻も冷めやらぬ中、〇〇地域の大規模な災害もなかなか前向いて進まないですし、地震の影響の全容というのがまだはっきり掴んでいない状況で、その対策については、雪が溶けてからしっかりと確認して、進めていきたいと考えているところでございます。

また、今、地域計画の説明会につきましてお忙しいところ皆さんにご協力いただいております。各地で会議を進めさせていただきまして、第1回目の会議はだいたい2月中旬で終わるのではないかと考えているところです。このあと、地図の素案というものが出来てきたら、地域でどんなふうにするかみんなで話し合っていて、進めていきたいと考えております。そのためには、また農業委員さんの力をお借りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長 おつかれさまです。今ほど事務局長の挨拶にありましたよ

うに、今回の地域計画について、今月が一番大事なヤマかな  
思っておりまして、皆様方のご協力をよろしく願いいたし  
ます。

先月の22日に県の常設審議委員会がありまして、私は毎月  
出席しております。そのなかで、標準小作料制度というのが  
平成21年に農地法の改正で廃止になったということなんです  
が、各地域の農業者からやはりそれなりの指針を示して欲し  
いという強い要望があって、最近ではずっと参考賃借料とい  
うのを算定してお示しをしているということでございます。  
そのことについて、県レベルの案に当市として賛成というこ  
とで決定をしてきました。それから農作業の標準料金につ  
きましても、最近特に示してほしいという要望が強いとい  
うことで、令和4年に4～6年の農作業の標準料金を示されて  
きたんですが、急に最近の資材や燃料があがってきたとい  
うことで、令和3年からの計画途中ではありますが、もう1  
回決め直すということ、3～5%ないしは6%ぐらいの上昇  
になっておりまして、そのことについても細かいところの  
設定に賛成をしてきたところなんです。

市としましても、今月小委員会を開いて市として決定を  
して次の3月の総会になるのでしょうか、それについては  
また事務局から説明があると思うのですが、総会に諮ら  
せていただきたいなと思っております。そんなようなこと  
で、県レベルでは決定してきたということをご報告いた  
しまして挨拶に代えさせていただきます。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させて  
いただきます。

会長 本日の署名委員は13番委員、14番委員の2名の方  
よろしく願いいたします。

会長 それでは議事に入ります。

議長 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請  
について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思  
います。

＝議案第25号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回4件の申請がありました。面積は 田 1,965 m<sup>2</sup> 畑  
1,235 m<sup>2</sup> 計 3,200 m<sup>2</sup>です。

受付番号1番です。

譲受人さんは、〇〇〇〇さんで、譲渡人〇〇〇〇さんのお子さんです。田1筆を生前贈与されるものです。

受付番号2番です。

こちらは1番と同じ方々なのですが、夫婦で共有していた持分のうち妻の持分1/2を、息子さんに持分譲渡するものです。譲渡後は父と子で1/2ずつの共有名義となります。

受付番号3～4番です。

譲受人の〇〇〇〇さんは、現在〇〇〇の農地でいちごの栽培等をしていますが、令和6年秋より耕作している農地が利用できなくなるため、いちごを栽培するためのかわりの農地を取得されたいというものです。利用できなくなる時期が来る前に所得して、すぐに代わりの農地として利用できるようにいちごの作付けに適した排水と土壌を準備するために、この時期の申請となりました。

全ての案件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第26号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請があり、田 1 筆 308 m<sup>2</sup> です。

住宅敷地 1 件 田 1 筆 308 m<sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

譲受人〇〇〇〇は、現在市内のアパートで夫婦・子供 2 人の計 4 人で生活しています。子供が成長し、アパートが手狭になったため、家を建てることにしたものです。子供の世話や将来の両親の介護を考えて、小学校や実家の近隣で建築する場所を探して今回の場所を選択したものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 27 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 27 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 1 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、54 件・123 筆の申請がありました。面積は、田 233,808 m<sup>2</sup> 畑 2,205 m<sup>2</sup> 計 236,013 m<sup>2</sup>です。

1 番は新規設定ということで、住宅近くの小さい田を新たに

お願いするということです。既に 5 筆預けておられてほとんど預ける形になるということです。

2 番も新設定で、先ほど 3 条で申請のあった方でありまして、すぐ隣の田んぼであります。こちらのほうは譲ってもらえなかったということで借りられるということだそうです。

3 番は、受け手の方が隣の田んぼを耕作しているということで、仲間田ということで 0 円設定となっております。

10 番は、借り手がお父さんから息子さんに代わられるということで、今回終期がきたもので 1 筆あがっておりますが、来年に残りの筆が切れるのでまた 0 円設定ででてくるものと思っています。

11～13 番は、同じ受け手の方ですが、個人でやっておられる方なので、0 円設定でしているのかなとみております。12. 13 番は仲間田となっております。

19～20 番は受け手が同じ法人です。貸し手の方は 2 人とも既に法人に預けている筆があり、今回新たに追加して預けることにしたものです。仲間田ということで一緒にあがってきたものとみています。

25～26 番は、ほぼほぼ全部の農地を受け手に預ける形になります。これまで牧草地として利用していたそうなのですが、今回水稲として受けられるということで、長年牧草地だったこともあり、田面の状況を見るという話も含めて最初はお試しということでもないですが 0 円設定で預かることになったそうです。

44 番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新規設定となっております。

流動化率は前回より微増の 60.67%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 27 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 28 号 農用法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願  
いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 28 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

願出件数は 1 件です。〇〇地域内で、地目は田 2 筆 2,714  
㎡になります。現耕作者からの証明願いです。

特別売却期間は 3 月 15 日までとなっています。今回承認さ  
れて特別売却に参加し落札された場合、3 条申請が提出され  
ましたら直ちに 3 条の許可が下りることとなります。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし  
たらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願  
いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた  
します。

続きまして次の議題へ進みます。

議案第 29 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より  
議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 29 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

〇〇地域 1 件で 田 8 筆 1,020 m<sup>2</sup>です。

既に〇〇〇〇さんの残土置き場のような形で利用されているところなのですが、縦長に囲ってありますこの範囲内で〇〇〇〇さんがこのたび建設発生土置場を予定しているということで、県のほうにも出ておまして、各課のほうにも連絡がきていた案件です。お話は以前から聞いていたんですが、急に先週になって来られて、雪があるし行けませんとだいぶお断りしたのですが、先週木曜に〇〇委員さんにご足労いただきまして、ちょうど今日のような、出向いた時間だけ雪が降ったような中で確認をさせていただきました。谷すじに川が流れているのですが、その右側のほうにあるということで、その対岸から〇〇委員さんと危ない思いをしながら確認してきたのがこの写真です。もう 1 筆はさすがの奥でして、行けないということをこの写真もありますので確認してきたところでは。

所有者は 5 名いらっしゃいますが、いずれも昭和 40 年から耕作していないということでございます。〇〇委員さん、ご意見お願いいたします。

〇〇委員

今ほど説明ありましたが、足場の悪い中困難な状況でした。山林にあるので、昔はこういう形で田んぼだったのかなというような感じで確認してきました。

議長

ありがとうございます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 29 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)



議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして次の議題へ進みます。

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 30 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

改選でかわられた委員さんは初めての話になるのですが、以前のあっせんの案件であります。令和 4 年度の盆前くらいに最終の案件があつて以来で、今回久しぶりにあっせんの案件が出てきたと思って、あっせん委員会ということで、〇〇委員さんと〇〇委員さんに書類をご確認いただきいつもどおり書類を提出しました。そしたら、地域計画の絡みもあるのか、経営基盤強化促進法等の改正に付随しているようにも聞いてますが、これまではあっせんがあつて、書類を確認いただいて、中間管理機構に提出しましたら、それであれば中間管理機構のほうで手はずが進んでいっていたのですが、昨年の改正から、それを受けたら今度は自治体に対してその計画を確認しますという流れになりましたということで書類が返ってきましたもので、改めてみなさんに意見をお聞きするものです。

申請は 1 件で、畑 1 筆 2,420 m<sup>2</sup>です。柿畑であっせん希望者は〇〇〇〇さんです。

以前ははんこを押して書類を送るだけだったので報告案件だったものが、意見を聴くという流れになったことで議案として提案する形となったものです。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

このあとは、どうなるのですか。これで終わりなのですか。

事務局

1 回あっせん委員会ではんこをいただいているのですが、改めてこのように市の計画として意見を聴くことになったも

のです。これが終われば、今度は中間管理機構であります富山県農林水産公社から耕作者への3条の申請を提出いただくこととなります。

〇〇委員 わかりました。そのときに耕作する方の名前が出てくるのですね。

事務局 そうですね。今回からこのような流れになったことにより、中間管理機構のほうでももうひと手間増えているようで、手続きに要する期間が今までより1か月から2か月延びることになるそうです。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第7号 南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(案)及び南砺市農業委員会の委員等の農地利用最適化事業分の報酬の支給に関する規則(案)について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第7号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 以前から話していた県下15市町村のうちで農地利用最適化

交付金が平成 26 年くらいからあったのですが、当市はそれに手を挙げていませんでした。この事業にはずっとのってこなかったわけです。15 市町村の中で唯一やっていたのは事業自体が非常に分かりにくいといえますか、集積などの数字は当然実績として出るのでですけど、それを委員さん方の活動の成果ですよというような意味あいでも実績を出して、その実績に基づいて翌年度に交付されたものを皆さんにお渡しするという非常に分かりにくいことになってまして、交付金の制度自体どうなのかという部分もあって、歴代の先輩方が手を挙げずに通してこられたんだと思います。それが今年度から、半強制というか受けなさいという流れになりまして、それを受けるには条例の改正が必要という指導がありました。皆様方ご存知のとおり当市は月額とか年俸制ではなく、実績により報酬をお支払いしてきています。そういう意味ではこの制度にあっています、だからここまでやらなくてもいいんじゃないですかということも申していたのですが、やはり国はどうしてもということで、今ある報酬条例のほうを改定しなさいということで、今回皆様に協議いただき、2 月議会に条例の改正をあげさせていただく予定としたものです。とにかく、こういった形のを準備しないと交付金の対象にならないということで、本日こういう形で提案させていただいたわけです。

毎年予算措置は当然してありますので、それが今度から交付金をいただける対象になるという意味あいです。

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 今まで農地パトロールのときに活動記録に書いて 1/2 分をいただいていた。今の地域計画においても、一応活動記録に書いて提出すべきなんですね。

事務局 はい、もともと活動記録は全ての活動を提出していただきたいので、今までどおりです。

地域計画に関して言えば、こちらから案内して出席いただいたものだけでなく、集落から来てほしいと言われて出席したのも全部書いて提出していただきたい。それが交付金の対象になってくるということです。

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 今までいろいろな理由があって交付金の対象としてこなかったのですが、年額とか月額とかで定額を支払うより、実績に応じた額を支払ってきた市のやり方は適切にされとったのだなと感じました。これはちなみに 2 月の議会にかかるとのことでしたね。

議長 2 月の議会にかかって、4 月 1 日から施行という形になります。

〇〇委員 議会で審議されるのですね。規則のほうもですか。

事務局 規則は、市長まで決裁が下りれば、それで OK です。

〇〇委員 条例のみの議会上程になるんですね。

事務局 そうですが、当然規則もその内容として示します。今まで規則部分は内規だったので、表には出てなかったものです。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 7 号 南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(案)及び南砺市農業委員会の委員等の農地利用最適化事業分の報酬の支給に関する規則(案)について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第8号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回45件の届出がありました。

面積はすべて田240,394㎡です。

受付番号1番は、自作するために合意解約したものです。

受付番号2～3番は、5条転用申請をするために合意解約するものです。

受付番号4～5番は、担い手を変更し中間管理機構通しの契約をするために合意解約するものです。

受付番号6～7番は、土地改良区が買収したことにより合意解約するものです。残りのところは再契約する予定です。

受付番号8～9番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号10～11番は、宅地の一部であることが判明したため合意解約するものです。

受付番号12～45番は、担い手が立ち上げた法人との契約に変更するため、配分側のみを合意解約するものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

その他についての案件の前に私からひとつお願いがあります。全国農業新聞の購読について、まだ購読いただけてない委員さんにおかれましては、また購読の検討をしていただきたくよろしく申し上げます。

それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

- ・能登半島地震の義援金について
- ・3/13（水）農業委員研修会の開催案内配布
- ・女性委員 3/6 東京研修案内配布
- ・全国農業図書案内

・2/26（月）小員会 14時から 302会議室にて

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和6年3月4日（月）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時20分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長